

決 裁	課長	参事	課長補佐	係長	課僚	取扱者

様式第10号(第7条関係)

有料公園施設使用許可申請書 年 月 日 仙北市長 様 使用責任者 住 所 団体名 氏 名 電 話 — — 次のとおり、有料公園施設を使用したいので、仙北市都市公園条例施行規則第7条の規定により申請します。									
使用目的						使用人員	市内 市外 計	人 人 人	
使用日時	年 月 日	午前	午後	時 分	から	入場料等の有無	有 ・ 無		
	年 月 日	午前	午後	時 分	まで				
有料公園施設の名称	使用時間 又は日数	単 価 ※		使用料 ※		備 考			
※有料公園施設使用許可書		許可 番号	第 号	納 付 年月日	年 月 日				
有料公園施設の使用について別紙条件を付けて上記のとおり許可します。 年 月 日 様 仙 北 市 長 印									

備考 ※欄は記入しないでください。

許可条件及び注意事項

- 1 次の事項に該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことがあります。使用に当たっては、諸規定をよく守ってください。
 - ア 公安を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。
 - イ 建築物又は附属施設を損傷するおそれがあるとき。
 - ウ 使用許可条件に違反したとき。
 - エ 使用許可を受けた者が他に転貸したとき。
 - オ 申請内容に虚偽が発見されたとき。
 - カ その他管理運営上支障があるとき。
- 2 施設、設備、器具等を汚損、破損又は滅失したときは、その旨届けるとともに損害を賠償しなければならない。
- 3 使用後は、整理、整頓及び清掃をし、施設管理者の検査を受けてください。
- 4 使用時間を固く守ってください。
- 5 使用者が搬入した物品又は設備については、保管又は保守の責めを負いません。また、既存の設備を変更し、又は特別の設備をするときは、市長の許可を受けてください。
- 6 都合により、使用許可の変更又は取消しを必要とするときは、使用の日前3日までに所定の様式により申請してください。期限内に取消しの申請をしたときは、使用料の半額が還付されます。
- 7 災害や降雨などの使用者の責めによらないで使用できなくなったときは、後日使用料を全額還付しますから所定の手続をしてください。
- 8 その他公園施設の使用については、施設管理者の指示に従ってください。

(特別指示事項)

施設管理者は、野球場内での事故及び駐車場内での事故等による損害の責任は負いません。ただし、施設設備の管理不備に起因するものは除きます。

施設管理者は、野球の試合や練習におけるファールボールにより発生した損害についての責任は負いません。使用者の責任で駐車車両への注意喚起等、対応してください。